

# 終戦後のナウル部隊 ——なぜ 400 人もの命が失われたか——

岡村 徹

(公立小松大学国際文化交流学部)

## 1. 序論

第2次世界大戦後、ナウル島は豪州軍の行政区であったため終戦処理を豪州軍が担当した。日本軍降伏後、ナウル守備隊の武装解除が行われ武器等を豪州軍に引き渡した。

そしてソロモン諸島ブーゲンビル島トロキナ港に入港したナウル部隊<sup>1</sup>は、トロキナ捕虜収容所まで行軍を強いられ、約20名の隊員が命を落とした。さらに同島の離島ピエズ島などに移駐後、マラリアで約400名前後の命が失われた。

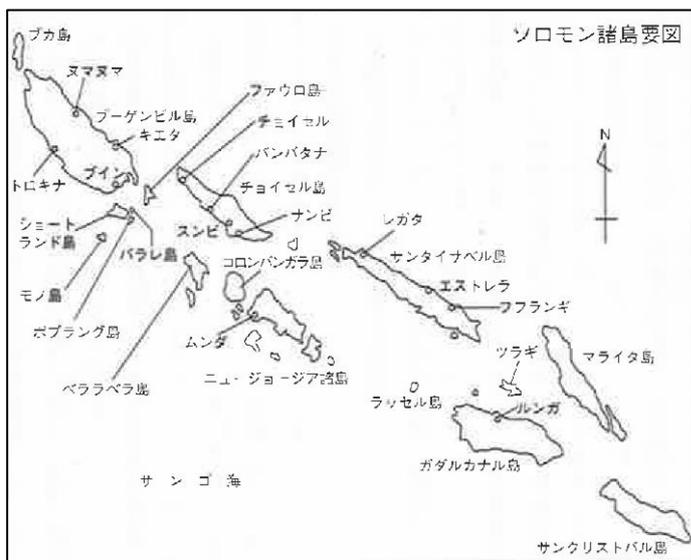


図1 ソロモン諸島要図 (平尾 2007, p. 67)



図2 ファウロ島周辺図  
(平尾 2007, p. 291)

ナウル部隊で生き残った者は、日本に帰還後、民間団体として、「社団法人日本ナウ

<sup>1</sup> ナウルには、第六十七警備隊 405 名、第三特別根拠地隊ナウル派遣隊 307 名が 1943 年 7 月の時点で守備していた (林 2009, pp. 42-43)。本論では、これらの隊員を総称してナウル部隊と呼ぶことにする。なお、約 70 名ほど居た南拓の社員は一部を除いて離島、そして主に滑走路などを造る設営隊として約 500 名の朝鮮人軍属もいたが、彼らは引き続きナウル島に残り荒廃した戦場の復旧作業に従事している (Viviani 1970, p. 83; 笹 2013, pp. 148-149)。

ル協会」、そして、戦友会としては「ナウル四高会（主幹・第四高角砲台）」「ナウル会（機工隊）」「ナウル主計会」「ナウル六七警備隊福島県人会」「ナウル通信会」等で、慰霊を兼ねた活動をおこなってきた。過酷な戦争を生き抜き、祖国帰還を前にして、マラリアと栄養失調症で他界していった戦友らを共通にもっているというアイデンティティが上記の戦友会を支えていたと思われる。

本論文は、終戦後であったにもかかわらず、なぜ400人前後の命が失われなければならなかったのか、その理由について戦友会や豪州側が残した資料を紐解きながら解明を試みる。

次の第2章では、これらの問題に言及した過去の資料の性格をまとめておきたい。管見では学術的な意味における研究論文は存在しない。

## 2. 先行研究

「トロキナの死の行軍」および「ピエズ島等での出来事」についてはナウル戦友会が残した資料がいくつか残されている。それぞれ、『ナウル島 ナウル守備隊の記録』『ピエズ島 続ナウル守備隊の記録』『ナウル島通信隊戦記 亡き戦友に捧げる鎮魂の書』の三冊である。いずれも1980年代に出版されている。会員の高齢化もあって、次の世代に語り継ぎたいという強い思いから出版されたと考えられる。内容は、行軍途中に豪州軍に非人道的な扱いを受けたこと、マラリアの猛威に伴う仲間の壮絶な死、を記したものが多く。

それから『ソロモン収容所』や『ソロモン軍医戦記』といった個人のレベルで戦争体験を記した物も数多く存在する。やはり、過酷な戦争体験を戦争体験者の視点から述べたものとなっている。

これらの書物には、なぜかナウル島民が犠牲になった「ハンセン病患者集団虐殺事件」「ナウル島民のトラック諸島への移送事件」「原住民殴打事件」など日本側の負の側面については触れられていない。また、5人の豪州人が犠牲になった、「欧州人殺害事件」のことについても言及がない（岡村 2015, 2019a, 2019b）。こうした事件は、部隊の一部の上官クラスが秘密裡に部下に指示を出し、実行に移したことであるため、直接見聞きした者が少ないのが原因と思われる。通常の隊員には何も知らされないままであった。加えて、部隊は戦争が終結して捕虜になる前、上官の命令で日記やその他の記録書類をほとんど焼却している。これはもしそのような記録が残っていると、戦犯裁判で、日本兵が不利になるためである。

一方、豪州側の資料としては旧日本軍に関する戦犯裁判の資料が圧倒的に多い。それらは豪国立公文書館や豪戦争記念館等に存在するが、そのうち一部が日本でも国立国会図書館や国立公文書館等で閲覧できる。逆に本論文で議論すべき「トロキナの死の行軍」および「ピエズ島等での出来事」に関する資料、つまり豪州側の負の側面について記した資料は極めて少ない。

次の第3章では「トロキナの死の行軍」について、記述を拾い、日豪双方の捉え方を探りたい。

### 3. トロキナの死の行軍

1945年9月8日トロキナで降伏調印式が行われた。本行軍の概要は以下の通りである。終戦後の処理を豪州軍が担当し、ナウル部隊はソロモン諸島ブーゲンビル島へ強制的に移駐させられた。トロキナ港からトロキナ捕虜収容所まで20キロ強の長さを海軍の衣のうを背負わされ、行軍したというものである。死亡者は20余名とされている。日本軍の武装解除後、島民との立場も逆転し、島民から部隊は投石を受けることもあった。

ナウル部隊が、豪州軍の輸送船でナウルの港を出港したのは昭和20年9月17日のことで、その2日後にトロキナ港に入港している。ナウル部隊は何回かに分けて移送された。さらに、豪州軍将校の指示の下、各隊ごとに移送された。輸送船の船内では強い直射日光を受けるなど環境が悪かった。加えて、船内はすし詰め状態で風通しも悪く、漂流状態であった。

戦友会の資料は、行軍の際に豪州軍からどのような目にあわされたか、ということに関する記述が多い。ブーゲンビル島トロキナ港への入港後、トロキナ捕虜収容所まで豪州軍の銃剣に追われ、怒号も受けながらの行軍であった。日射病や脱水症状などを起こしている者もいたが、寝具や軍服等が一まとめになった海軍の衣のうをかっつき、捕虜収容所まで歩いた。隊列からはずれると、豪州兵が跳んで来て、叱咤に加えて、足を蹴られたり、銃剣で日本人捕虜を叩いた。そのうち、豪州軍による強奪、水と食料の不支給が始まったが、そのことに関する記述を戦友会の資料から拾い、双方がどう捉えているかについて考えたい。

#### 3.1 豪州兵による強奪

行軍途中に豪州兵によって強奪された物品の多くは時計と万年筆が多く、これは日本に帰還するまで続いた。例えば戦友会の資料には、「豪州兵が衣のうを開かせて所持品点検と称して強奪開始である。彼等が一番欲がるのが日本製の腕時計と万年筆であった。勲章、従軍記章、略章も彼等にとっては魅力で略奪されてしまう」<sup>2</sup>とある。この件については豪州側の資料にも散見される。例えば、シスンズによると、「護衛の豪州兵に時計や万年筆を奪われた事例も多かった」とある（シスンズ2002, p. 243）。

---

<sup>2</sup> ナウル通信会（1987, pp. 50-51）とナウル通信隊戦記（1987, p. 110）。熊本県ブーゲンビル島生存者会編（1994）によると、復員前に、「豪州将兵六名の立ち合いで自動小銃を突きつけられ、隠し持つ時計、その他宝石類があれば即座に射殺することが言い渡され、各自検査を受ける」（p. 62）とある。他の部隊も同様（半澤1983, pp. 239-240; 梅岡1986, p. 175）。

また、筆者が戦友会の一人にインタビューした際、腕時計ばかりでなく、金歯も奪われたとの証言を得ていることから、金目の物は何でも手当たり次第に奪っていった様子がうかがえる（岡村 2002, p. 69）。

I cannot forgive Australian troops because they took everything [watch, golden teeth, etc.] from us during the Torokina Death March.<sup>3</sup>

なお、豪州軍による強奪は行軍が始まる前から行われていたようである。例えば、大槻は「輸送に当る豪兵らは、隙をみては時計や万年筆のほかにもめぼしい物を強奪した」（大槻 1985, p. 129）と記している。さらに、トロキナ港が近づき、ナウル部隊はただちに入港できたわけではなかった。トロキナ港に接岸する前に2時間ほど漂流し、その間豪州兵は銃をつきつけ腕時計をつぎつぎと日本兵から強奪している。この豪州兵による強奪は、トロキナ捕虜収容所内でも続いた。やはり日本兵たちを銃剣で脅し、物品を強奪するといったやり方である。この豪州兵と日本兵とのコミュニケーションは、サーリンズという言葉の借りれば、否定的互酬性ということになる。

### 3.2 水と食料の不支給

豪州軍の輸送船内では、一滴の水も与えられないまま、水を得るために日本円と交換した者もいた（大槻 1985, pp. 132-133）<sup>4</sup>。そしてトロキナ港に入港し、トロキナ捕虜収容所に向かうまでも、「豪州将校たちは川の両側に並び、足で水をかき回して泥水にし、そのうえ銃を向けて威嚇し、すっかり渴ききった日本兵たちに一滴の水も飲ませない」（大槻 1985, p. 140）とある。

豪州軍の行為に共通しているのは、銃剣や銃を使って日本兵を脅し、目的の物を入手していくという構図である。この件についてはやはり豪州側の資料にも報告がある。例えばシスンズによると、「各班の後尾には豪州の警備兵がついていて行軍の速度を緩めることを許さず、水もほとんど与えられなかった」（シスンズ 2002, p. 243）とある。

なお、水の不支給は、行軍前から行われ、トロキナ港に入港間もなく各自、水筒の水を捨てさせられている。ただ日本側も知恵を絞らなかつたわけではない。行軍途中に川があり、その川を渡る際に、隙を見て戦闘帽や手拭に川の水を吸収させている。また、川の中で故意に倒れ、その時に水を飲んだ者もいた。なお、トロキナ捕虜収容所に到着してからは、飲み水に苦労したとの記述は少ない。収容所の近くに川があっ

<sup>3</sup> ナウル戦友会の構成員。長野県在住の小林重雄さん、年齢は90歳。インタビューは2000年4月、電話によっておこなわれた。

<sup>4</sup> 福山（2011, p. 261）には十円札を豪州兵に強奪されたことが書かれてある。

たためであらう。

これらの仕打ちに対して日本兵は、戦勝国である豪州に悲憤感情はあるものの、敗軍の将兵たちは当然の報いとして、水一滴も与えられないことを受け入れているような傾向がある。

一方、食糧についてはトロキナ捕虜収容所に到着すると、わずかな食糧だが毎日支給されている。豪州軍から支給された食糧としてはオートミルが多かったようであるが、日本兵みずからも南瓜を成長させ補ったとの記述がある。これは筆者がインタビューした戦友会の会員からも、ナウル島では南瓜を生育させた、との証言が得られている（岡村 2000, p. 68）。

また、飢えを回避するために、蛇やナマケモノやトカゲを食することもあった。さらに、ピエズ島ほかに移駐する前の携行食糧として、「チョコレート」や「乾ぶどう」が豪州軍から支給されている（大槻 1985, p. 150）。

特筆すべき点もある。それは豪州軍が戦勝国としての立場を利用して、一方的に日本兵から物品を強奪したわけではない事例も存在する点である。それは食糧や水を、豪州軍が欲しがる時計や万年筆との交換という形で行われている点である。先に述べた水との交換と基本的には同じやり方である。次の用例は、トロキナ捕虜収容所での出来事である。日本兵が食糧を時計や万年筆との交換で手に入れていることがわかる（大槻 1985, p. 156）。

夜になると、見張塔から見えない西側のジャングルから二、三十人ほどの豪兵たちが現れて鉄条網越しにさかんに日本兵たちを呼んでいる。手に手に携行食やパン、あるいは罐入煙草を見せびらかして、「ヘイ、セイコーウオッチ、チェンジ」「ファンテンペン、シガレット、チェンジ」。

また、豪州兵らが欲しがる物として、時計（壊れていても人気があった）や万年筆の他に、日の丸やゲイシャガールとしての女性の写真や日本刀も人気があったというが、やはり日本兵が豪州兵の欲しがる物を熟知し、それを交換という形で効果的に手に入れている様子が浮かび上がってくる。このように条件付きのやり方ではあるが、豪州兵との関係性をうまく構築することによって、その時に必要な物を日本兵が入手していったことがわかる。例えば、日本兵が豪州兵の身の回りの世話をする任務に就いたとき、缶詰や砂糖を盗んだことがばれても、「監視兵によっては片目をつむって見逃してくれる者もいて悲喜こもごも。見逃してくれる豪兵にはすばやく万年筆類をプレゼントする」（大槻 1985, p. 172）とあるように、日本兵がいろいろなタイプの豪州兵がいることを把握し、うまく利益を引き出そうとした事実が浮かび上がってくる<sup>5</sup>。こ

<sup>5</sup> また別の資料によると、絵画は豪州兵が何よりも喜ぶ貴重品であったという。こ

これらの事例は、日本兵が豪州兵との関係において、生存のために均衡的な互酬性を求めていたということになる。

### 3.3 戦勝国の特権

この行軍については、仕方がないという捉え方と豪州軍の戦後処理に過ちがあったという捉え方の二つがある。前者の立場は、「敗戦とは、みじめで悲しいもの」、「戦勝国の特権」という論調が多い。

後者の捉え方として、例えば神西（1989）は、「戦勝国としての豪州軍の驕りが齎した人災」「間接的には虐殺したのも同然」<sup>6</sup>と述べ、豪州軍の戦後処理に疑問を呈している。

なかには豪州軍の行為は戦争犯罪に相当すると考えるものもある。例えば、戦友会の資料には、「日本軍のフィリピンに於けるバターンの死の行進以上の戦争犯罪と言えよう」、「国際法をまつまでもなく豪州軍の人道的な保護がなされていたならば犠牲者も少なくすんだはず」<sup>7</sup>といった記述があり、ナウル部隊はその犠牲者であるとする。

シスンズはこの行軍の責任の所在について、次のように述べている。

行軍に関する命令は、豪州第二軍団（軍団長サベージ中将）から発せられた。しかも第一隊の移送は当初トラックで実施されることになっていたのが、翌日には歩行に変更された。さらに第一隊の惨状が判明していたにもかかわらず、第二隊以降も方式を変えなかったのだから、言い訳はできないと思われる<sup>8</sup>（シスンズ 2002, p. 244）。

国際的にはジュネーブ条約およびハーグ陸戦規則に違反する。前者は「戦地軍隊における負傷者の状態改善に関する条約」として知られ、日本は1886年に加入している。そして「ジュネーブ条約の原則を海戦に応用する条約」においては、日本は1911年に批准している。「俘虜の待遇に関する1927年7月27日の条約」として知られるジュネーブ捕虜条約は日本は批准していない。後者は「陸戦の法規慣例に関する条約」と

---

れと引き換えに、多くの利益を引き出していたようだ（ナウル通信隊戦記 1987, p. 140）。他にも、三村（1984, pp. 148-149）などがある。

<sup>6</sup> 神西（1989, 序）。神西は元ナウル通信会会長を務めた。

<sup>7</sup> ナウル通信会（1989, pp. 58-59）。また、別の資料においては、「報復」という捉え方を行っている記述もある（「ナウル島に於ける島民虐殺の報復手段であり、体力の消耗を計った」（ナウル通信隊戦記 1987, p. 139））

<sup>8</sup> ただ病人に関しては、豪軍のトラックに乗せて運ばれたものもいた（ナウル通信隊戦記 1987, p. 68）。

して知られ、日本は1911年に批准している(秦2002, p. 710)。豪州軍の日本兵捕虜に対する扱いに、決して悪意がなかったとは言い切れない。

### 3.4 首実検

首実検は、ナウル島で行われた旧日本軍の数々の悪業が主に誰によってなされたかを島民らを通じて浮き彫りにしていく性格を持つ。トロキナ捕虜収容所での生活に慣れたころ、ナウル部隊はオーシャン部隊と共に集合を命じられ、豪州兵やナウル島にいた中国人らがやって来たという。「首実検開始、なんともいやな気分である。中山少佐が一番最初に銃を突きつけられて連行された。少佐はかかることを予期していたかのように悠然と去ってゆく」(大槻1985, p. 166)。

上記は、ナウル部隊の構成員によるソロモン諸島での首実検の貴重な目撃談と言える。

次の記述、「戦犯探しの情報がある」と、池上中佐はただちに全指揮官に「容疑者をジャングルに隠せ」と指令した。(中略)今回では主にナウル部隊の下士官クラスが連行された」<sup>9</sup>に含まれる「容疑者をジャングルに隠せ」の部分にあるように、隊員を守ろうとしたことがわかるが、ナウル島民やナウル在住の中国人からしてみると、頭に描いている人物がいないので、複数回首実検が行われることになる。本当の戦犯にたどり着くまで行われたようである。

実際、「乗艇に際して、オーストラリア軍により一人一人の首実検が行われた。そして、金属製の捕虜番号標をあたえられて常時首にかけられるように命令された」(平尾2007, p. 291)<sup>10</sup>とあるように、ピエズ島ほかに移駐する際にも、首実検が行われた。豪州軍が戦犯捜しに躍起になっていた様子が分かる。今日でも「中山」という名前はナウル島民によってよく記憶されている。戦時中、実質的な命令者であったことから、彼の命令を受けて任務を遂行した部下の中には、このとき豪州軍に連行された者もいると思われる。戦後、豪州軍が東京に第二戦争犯罪局を開設し、戦犯裁判を実施していることから、また、1950年代前半まで裁判を行ったことから豪州軍の徹底的な姿勢がうかがえる。他の裁判地ではとっくに裁判を終了していた。天皇陛下の戦争犯罪を豪州のウェブ裁判長が指摘したのはあまりにも有名な話である。

次の第4章では、ナウル部隊の移駐先での出来事に焦点を当てる。

---

<sup>9</sup> 大槻(1985, pp. 186-187)。文中に出てくる池上とは、元海軍中佐・第八艦隊主席参謀、元陸将・第四管区総監のことである。

<sup>10</sup> なお、塩野にも部隊がファウロに移駐する前に首実検が行われた旨の記述がある。「戦犯容疑者の選別も一通り終って、収容所生活に慣れて一か月、再び我々はブーゲンビル島東方にある小さい無人島群ファウロ諸島に移住の方針が伝えられた。」(出版年不詳, p. 7)。

#### 4. ピエズ島等での出来事

ナウル部隊は、トロキナ捕虜収容所での過酷な体験を経たのちの10月25日頃、豪州軍の大型舟艇でピエズ島などに移駐された。移駐に際して、平尾(2007)によると、「原住民からの略奪物資を隠匿する者は銃殺に処す、との通達がオーストラリア軍によって行われた」(平尾2007, p. 290)という。ここがマラリア蚊の好棲息地であるという情報を豪州軍が事前に十分掴んでいたという形跡はないが、各島に作戦配備されていた日本軍を速やかに集結するのに都合が良かったと思われる。

戦友会の資料によると、捕虜収容所問題については日本側から提案をする機会もあったようである(ナウル通信会1987, pp. 52-53)。

捕虜収容所問題については日本側は海軍はブイン海岸、陸軍はエレベータ海岸を要請したが拒否された。次はショートランド島を提案して同島を案内したが、これまた許容されず9月23日に豪州軍司令部命令としてブーゲンビル海峡に浮ぶ無人島ファウロ地区(ファウロ島北部1地区から9地区まで陸軍1200名ピエズ島10区から12区までマサマサ島13区から15区まで海軍7000名タウノ島(士官島)サマソン島(将官島)に移駐を下达された(ママ)

ここでは特に記述の頻度が高かった四つの出来事、すなわち「強奪」「土木作業および埋葬作業」、「マラリア患者に関する記述」、「戦勝国の特権」を取り上げ、日本側と豪州側がどう捉えていたのか探してみたい。これらに加えて、「食糧や水の不支給」および「日本人どうしの不信感」を取り上げる。

##### 4.1 豪州兵による強奪

豪州軍による強奪は、日本兵が復員するために病院船に乗船する前まで続いた。例えば、「軍医から「朝食後乗船」の指令が伝達された。それと同時に、時計や万年筆類はこの箱に入れよ。豪軍が保管し、諸君が日本へ着いたらわたすと通達があり」(大概1985, p. 256)とある。これは豪州軍による直接的な強奪ではないが、結局は豪州軍にプレゼントされる類のものであった。まさに強奪に始まって強奪に終わるという、戦勝国の特権が一番如実に現れた例と言えよう。

ここで一つの疑問が浮かび上がってくる。豪州軍はなぜ日本軍捕虜から時計や万年筆を強奪し続けたのか。丸谷は、防衛大学校の田中(2000)を引用し、「オーストラリア軍の場合、将校は教養人で立派な人が多かったが、下級兵士の多くは粗野であり、素行不良であった」(丸谷2013, p. 184)とする。そして、「オーストラリアの本当の田舎に行くと、生活環境は非常に過酷であり、驚くくらいに物が無い。まして七〇年前であれば、なおさらのこと」(p. 184)(中略)「戦争終了後、武装解除した日本兵から時計や万年筆を奪って喜んでしたのは、オーストラリア兵とソ連兵だけであった」

(p. 185)とする。物品を強奪するのはそれが欲しいからであり、それを達成できれば嬉しいに違いない。しかし、物品を強奪して喜んでいたのが、「オーストラリア兵とソ連兵だけ」と結論付けるのは軽率であり、理由も不十分である。したがって、さらに慎重に検討することが求められる。ただ、豪州兵に対して、読み書きの能力が不十分との理由で、教養がないと記した、戦争体験集は実に多い。

#### 4.4 土木作業および埋葬作業に関する記述

ナウル部隊は、宿舎の建設を自らおこなった。そして捕虜に対する給与は行われなかった。

戦友会の資料によると、「ナウル部隊はピエズ島第11区甲地区に移駐される(中略)ナウル部隊各隊は機工隊から各隊に工作兵を派遣して豪軍から支給された大工道具でジャングルを伐採し宿舎の建設作業を急いだ」(ナウル通信会 1987, pp. 54-55)とある。

また、捕虜収容所については下記の例から、豪州軍の強い指示があったことが読み取れる(ナウル通信会 1987, pp. 57-58)。

豪軍の使役(病人を除き根こそぎかり出され豪軍キャンプの整地であるが土木作業が大部分で椰子の根を掘り起こす作業が主であった)は毎日300名乃至400名の割当があり残った者は病人位で動ける者が埋葬作業を行う。

国立公文書館アジア歴史資料館によると、ナウル部隊はブイン湾岸の無人島ピエズ・マサマサ・ファウロの各島に分散移住<sup>11</sup>、とある。ジャングルを伐採し宿舎を自作して捕虜生活を強いられたナウル部隊の主な作業は、ジャングルの山の切り崩し、道路を造る労働、既設道路の拡張作業、椰子の根の掘りお越し作業、土木作業、食糧倉庫の整理・整頓、豪州軍宿舎外の清掃、雑草むしり等であった。栄養失調症およびマラリアに苦しみながらの重労働が多く、隊員の命を奪っていったとする捉え方が中心である。

それではなぜ豪州軍はこういった事態が日本兵の間に進行していたにもかかわらず放置したのか。次のマラリア剤をめぐる日豪の攻防と大いに関係してくると思われる。

#### 4.3 マラリア患者の惨状に関する記述

ここではマラリアの惨状を記したものが中心となる。マラリア患者が陸続と発生す

---

<sup>11</sup> (国立公文書館アジア歴史資料センター) 2nd Special Naval Landing Party, Yokosuka Naval District <https://www.jacar.go.jp/...en/.../0100-0040-0110-0020-0020.html> 2019年7月14日アクセス

るという記述があり、それをどういふふう克服していったかという流れが多い。まず、患者の発生について、下記を引用する（ナウル通信会 1987, pp. 55-56）。

ピエズ島第 11 区は捕虜収容所の 15 の地区の中でも不衛生区で甲乙両地区の間に横たわる大きな湿地はマラリア蚊の好棲息地で忽ちその襲撃を受けて上陸後 12 日目にマラリア患者の第一号が出た。それに続いて爆発的な大流行を見たのである。（中略）ナウル、オーシャン両部隊を迎え各週の死亡者は、それぞれ 16 名、70 名、141 名、164 名と増えつづけ僅か二か月の間に 400 名以上の犠牲者を出した。

そして、マラリア患者が陸続と発生することに対して、どのように対処したかについては、例えば「乙地区の軍医長中根英夫軍医大尉と甲地区の軍医長平尾正治軍医大尉（何れも第八艦隊司令部付）は不眠不休でその治療にあたられたが免疫力を持たぬ兵たちはバタバタと斃れていった」（ナウル通信会 1987, pp. 55）がある。

さらに、軍医が所有する顕微鏡との交換で豪州軍からアデブリン錠を入手したという話もある。先のトロキナの死の行軍前後にも交換によって食糧や水を得るという記述があった。日本兵は豪州軍から顕微鏡との交換でアデブリン錠を 4000 錠入手している。時計や万年筆とは物品が異なるが、根底にあるものは同じである。軍医が所有していた顕微鏡は高価なものであった。そしてここで重要なのは、豪州軍が所有していたアデブリン錠は決して不十分ではなかったと考えられる点である。下記の豪州軍医が日本軍医に渡した錠剤は 4000 錠だが、豪州軍は自分たちの分も必要だから実際はその何倍も何十倍も所有していたと考えるほうが妥当である（ナウル通信会 1987, p. 55）。

ソロモン部隊が保有しているマラリア剤は僅か三か月分に過ぎなかったがナウル、オーシャン両部隊がその保有量を喰いつぶしてしまった。平尾医大尉はマサマサ島第 14 区の呉鎮守府第七特別陸戦隊軍医長堀慶介軍医少佐に実情を訴え援助を求めた。堀医少佐は愛用の高価なドイツ製顕微鏡との交換で豪州軍司令部ウイルソン軍医少佐から貴重なアデブリン 4000 錠入手し、これを乙地区に投入した。これによって猛威をふるった乙地区のマラリアも漸く衰えを見せはじめた<sup>12</sup>。

実際、下記の記述から日本側はすでにアデブリン 2 万錠を所有していたことがわかる（ナウル通信会 1987, pp. 55-56）。これは隠していた物であるから実際はもっと所有していたと考えるべきである。豪州軍から割り当てられていた物の一部と考えると、

---

<sup>12</sup> 文中に出てくる平尾とは、元海軍軍医大尉 第八艦隊司令部付のことである。

豪州軍は決してアデブリン錠の所有が不十分であったわけではないと言えるのではないだろうか。

オーストラリア軍司令部のウイルソン軍医少佐も実情視察にやって来た。なお堀軍医少佐はナウル、オーシャン両部隊救援の為に決死隊を募り岡田勇二衛生兵曹長以下六名が夜陰に乗じてカヌーでブイン地区に潜行して「呉七特」本部付近に埋めたアデブリン二万錠を掘りおこし持ち帰った。マラリア患者多発の報告に驚いたオーストラリア軍司令部は各地区に DDT オイルを配給してマラリア蚊退治を命じ第 11 区は毎週連続撒布が行われた。

池上 (1987) によると、「豪軍からのマラリア剤 (キニーネやアデブリン) 配給が極めて過少なので私は豪軍巡察将校に実情を視察させて幾度も幾度も訴えたが配慮芳しからず」<sup>13</sup>とある。

ナウル島ではマラリアの心配はなかったの、ナウル部隊がマラリアで苦しむことはなかった。そのため、ナウル部隊をソロモン諸島に移送するという、豪州軍の戦後処理は部隊にとっては苛酷なものであった。さらにナウル部隊にとって不運だったのは、他地区にいた先住隊員らの軍医への要望にあった。そこには、

自分たちは長い間の困苦欠乏に耐えてこれまで生きのびてきました。幸い終戦により、どうやら祖国帰還の望みも可能となりました。それなのに、乙地区にあとから入りこんだ部隊になけなしのアデブリンを全部使われたのでは、いざ自分たちが倒れたときに使う薬がなくなります。乙地区の者には気の毒ですが、軍医長お願いします。甲地区の分は確保しておいて下さい (平尾 2007, pp. 294-295)

とある。ナウル部隊のマラリア剤の入手が、豪州軍と先住日本人部隊の両方によって、滞ったことがわかる。

シスンズは、「豪州軍は予防薬を支給しなかった。その結果は豪州陸軍司令部医務局長の N. ハミルトンフェアレイ准将が報告した通りである」(シスンズ 2002, p. 244) としており、日本兵への支給に限られたものであったことが豪州側の資料からもわかる。その報告書についてももう少し補足しておきたい。次の段落は上記報告書の要約であるが、豪州軍の非道性を議論するうえで必要な箇所のみ、ポイントを押さえてまとめておく。

豪州のニューブリテン島等での経験 (1942 年～1944 年) から、ジャングルでの戦いはキニーネ等の抗マラリア剤を所持していなければ確実に部隊は破滅するということ

---

<sup>13</sup> ナウル通信会 (1987, 序文)。同様の記述は、福山 (2011, p. 269) にもある。

が書かれている。ただ、1942年から1943年にかけて豪州は、熱帯地域における抗マラリア剤の絶対数が不足していたことを認めている。蚊帳や防虫剤も例外ではなかった。キニーネについては、当時ジャバ島が世界の90%を産出していたが、これを豪州政府が購入したものの、日本軍によって妨害され、豪州本国に届かなかったという経験をしている。また、アテブリンについても当時ドイツが製造に成功し、その方法については秘密にされたこともあり、輸入に頼っていた豪州は供給が途切れなかったとはいえ、英国や米国からそれらを安定的に入手するまで苦勞している。さらに同報告書には、1943年9月、重篤なマラリア患者発生を防ぐための方策、適切な服装、さらには抗マラリア剤や蚊帳や防虫剤についての重要な知識がまとまった本が出版され、南方に展開するすべての豪州軍部隊にそれを配布している。そして、これらを効果的に使うことによって、マラリア患者の重篤化を押さえ込むことができる旨、科学的に説明している。1944年6月にケアンズ近郊のアサートン（Atherton）で開催されたコンファレンスは戦争に関わる医学史の転換点になったとし、1944年後半から1945年にかけて、大規模な組織的活動があらゆる作戦行動にでる部隊・階級の中に準備された。ただ、D.D.Tの配給については、ボルネオとそしておそらくブーゲンビルを除いて、あらゆる地域で首尾よくなされたことが報告されている。フェアリーはファウロ諸島に移駐させられた日本兵の患者発生についても報告しているが、これはラバウルに展開した豪州兵のケースと類似していると指摘している。豪州軍のマラリア患者発生について、軍事的な観点から言うと、ニューギニアのAitape-Wewakに展開した豪州軍を除いて深刻ではないという（1945年2月、10%を超える）。実際、ソロモン諸島に展開した豪州軍の患者発生率は2.2%と極めて低い。

ここで二つの事を考える必要がある。一つは先に触れた、ブーゲンビルでのD.D.T配給が他地域のそれと異なっていたこと、もう一つは豪州が戦前戦中、抗マラリア剤の確保に苦勞したとはいえ、ナウル部隊が行軍を強られる前にはマラリア対策についての十分な知識があった、という点である。

まず前者については、上記報告書にブーゲンビル方面のD.D.T配給が遅れた理由が述べられていないので、ここで筆者が推測しても仕方がない。一つ言えることは、ブーゲンビル島からピエズ、マサマサ、ファウロ島に移駐させられた日本兵はさらなる悲劇が十分予測された点である。ブーゲンビル島本島ですら、D.D.Tの配給についてはおろそかにされていたわけだから、ましてやブーゲンビル諸島の離島ともなればさらに生存の可能性は低くなる。上記戦友会の資料の中に、「マラリア患者多発の報告に驚いたオーストラリア軍司令部は各地区にD.D.Tオイルを配給してマラリア蚊退治を命令し第11区は毎週連続撒布が行われた」（再掲載）とある。上記戦友会の別の資料『ナウル島通信隊戦記』の戦誌によると、豪軍の防蚊作業員がピエズ島に来島し、マラリア蚊駆除作業を実施したのが、1945年12月となっている。このときにはもうすでに400人以上の死者が出ていた。豪州軍司令部がマラリア患者多発に驚いたとあ

るが、十分予測されたこととも言える。なぜなら、これらの離島には D.D.T の配給がなく、また先にも述べたように、これら離島に移駐させられる際、日本人捕虜は抗マラリア剤を豪州軍によって没収されている。蚊帳も取り上げられた捕虜がいたことはすでに述べた。ただでさえ、食糧が十分ではなく栄養失調の状態にあった。ナウル部隊がマラリアに感染するのは時間の問題であったとも言える。

後者については、アサートン会議で確認されたことが豪州軍のすべての部隊に徹底されていたことを考えると、日本人捕虜に対する扱いに、悪意がなかったとは言い切れない。

そのうえ、先住隊員らの軍医への要望が重なり、ナウル部隊は非常に苦しい立場に立たされたことは間違いなかった。

#### 4.4 食料および水の不支給

食糧、衣服、医薬品の支給が限られ、医療も十分ではなく、日本兵は益々追い込まれていった。皮肉なことに、マラリアによる死者が増え、その分多くの食糧が健康な者に回された。

戦友会の資料には、「抑留中食糧の給与は極めて少なく労働は過重で捕虜や非戦闘員の保護を規定した、ヘーグ陸戦法規や、ジュネーブ条約の諸原則は無視乃至、蹂躪されていて、弱い者程（若年兵）受ける被害は実に大きかった」（ナウル通信会 1989, p. 59）とあり、食糧は豪州軍から配給されていたが主食は乾パン、オートミルとメリケン粉、缶詰であった（ナウル通信会 1989, p. 62）。食糧の不足分は総力をあげて農耕に従事し補ったようである。さらに、海水の引いた浅瀬で海産物を補っていた。ナウル部隊はナウル島でも漁撈班がその任務を遂行していたことがわかっているので、この移駐先でも自然とそのような発想が生まれたと考えられる。貝、なまこ、海藻類など手当たり次第採りそれをオートミルに混入していた。

なお、栄養失調症という診断名は、帝国海軍にとって不名誉であり、異なった診断名、例えばマラリアや、アメーバ赤痢と処理されたことも多かったようである（平尾 2007, p. 305）。他にも、密かに残パン捨場から捨てたパン屑等を拾い集めたり、女性兵士の宿舎清掃場で、豪女兵から砂糖やチョコレート等をもらったとの記述もある。豪軍キャンプでの作業は人気があったようだ。

さらに、食糧や嗜好品を通じて、豪州兵との友情に関する記述もある（大槻 1985, pp. 206-208）。これは日本兵による豪州兵の観察が十分であれば、捕虜生活においても効率的に食糧を確保できたことを意味している。

また、伍長は満面の笑みを浮かべて、私の足を指さして何事か言う。おそらく足の傷は大丈夫なのかと心配してくれたんだと察し、「サンキュー」をくり返すと、伍長は煙草一箱を私のポケットにねじこみ、「気をつけてな」とでも言ったのだろ

う、二、三度肩を叩いて大股に歩み去った（中略）作業終了、服装検査。盗む物もなかった作業隊は、芋をポケットに入れている。それを意地悪く取り上げる監視兵、失望の作業隊。別の豪兵はウインクしながら芋をポケットにねじこんでくれる（大槻 1985, pp. 206-208）。

食糧の支給については、日本人どうしても不満があった。そして階級の違いによっても食糧の支給に差があった。これは戦時中であれ、戦後であれ、差があった。戦時中においては、連合軍のいわゆる「飛び石作戦」がナウル部隊の食糧の補給にダメージを与え、ナウル部隊は自給自足を余儀なくされた。戦後においても、士官らは豪州軍の方針によって、一般の部隊員と異なる扱いを受けたようである。

次のところでは、日本人どうしの不信感がどのようにして増幅していったのか、またそれに対して、その困難をどのように克服していったのか考える。

#### 4.5 軍医、看護兵、司令官らに対する不信感

まず、軍医に対する不信感から見てみよう。マラリアで次々と斃れていく日常の中、「宿舎建設現場を軍医が巡回し厳しく注意を与えていたなら、犠牲者の数を一人でも少なくできたのではないか」（大槻 1985, p. 184）とあり、マラリアを予防する知識をなぜ伝えようとしなかったのか、ということについての不信感が描写されている。

また、マラリアの錠剤を支給する権限は、「機工隊では医務隊の宿舎建設に協力しないのははなはだ遺憾である。機工隊がそんな心構えなら、医務隊は機工隊に対してマラリアの予防剤をやらぬつもりである」（大槻 1985, pp. 196-197）という軍医長の言葉から、軍医の手にあったことがわかるが、日本人どうしであっても、これまで豪州兵との間で見られたような交換条件が一部あったようである。その他、死亡者の確認や死体検屍を軍医長が怠っていたことなどに言及したものがある。

次に看護兵に対する不信感を見てみよう。まず、「私には看護兵らが普通の健康体なのがどうにも納得がいかなかった」<sup>14</sup>にあるように、看護兵や医務隊が自分たち隊員とは違って食事や宿舎等で優遇されていたことに対する不満が見られる。

最後に、司令らに対する不信感がうかがえる記述を見てみよう。

まず、司令らは戦後であっても、「高級将校たちの宿舎は、一般隊員宿舎と離れた風通しの良い海岸近くに建設された」（大槻 1985, p. 195）<sup>15</sup>という記述から、一般隊員ら

---

<sup>14</sup> ナウル島内でも日本兵、原住民、中国人の順で食糧の配給に差がつけられていたが、日本兵の中でも階級によって差があったようである（大槻 1985, p. 238）。戦争が終結した後も、日本兵の間では階級によって差が設けられていたことになる（Pollock 1991, p. 102）。

<sup>15</sup> ただ、別の資料によると、将官島や士官島でも食糧難に苦しんだとの記述がある（熊本県ブーゲンビル島生存者会 1994, p. 84）。また梅岡（1986, p. 173）によると、

と同じ宿舎で寝泊まりをしていなかったことがわかる。

次に、「六十七警備隊の司令や連絡将校たちは、悲惨な状況に陥った隊員たちをどうみていたのであろうか。視察に来るでもなく、豪軍当局と医薬品の交渉をした形跡すら見られない」（大槻 1985, p. 211）とあるように、司令らが一般隊員の身に起きた惨状を把握しようとしなかったことに対する不信感があったようである。もちろん末端の兵士の回想は、立場の異なる、上記の軍医や看護兵や司令官らのものとは異なるであろうが、貴重な情報であることに変わりはない。

ところで今村（in 田中 2000, p.27）が示したキャンプ生活の目的によると、次の2点に要約できるという。(1) 将兵の大量帰国は、戦災で廃墟となった本土にとって大きな負担となる。したがってしばらくラバウルに留まることが本土の助けとなる、(2) 日本の復興に寄与するためには、戦争で失った国際的信義を取り戻すとともに、科学技術の分野に関する知識と能力が不可欠であり、これらの勉学と修得とがラバウルに留まる目的である（田中 2000, pp. 27-29）とし、その後の日本が大きく発展を遂げたことから、戦後の収容所生活に対してもっと積極的な評価を与えるべき、との考察がある。ナウル部隊の指令や連絡将校にそのような考えが浸透していたかどうか、これまでのところ筆者は確認できていない。今後の課題となるが、もし上記の発想があったならば、ナウル部隊は豪州軍の非人道的な取り扱いや先住日本人部隊らによる要望に加えて、司令や連絡将校らの思惑の犠牲になったとも言える。あるいは、当時の日本では捕虜の存在が認められていなかったことから、捕虜存在の評価の再考を促す試みとも受け取れる。これについては別稿に譲りたい。

#### 4.6 戦勝国の特権

戦友会のメンバーの中には、これは立派な戦争犯罪である、と主張する者もいる（ナウル通信会 1987, p. 58）。一方で、1946年8月3日に『メディカル・ジャーナル・オブ・オーストラリア』に掲載された、フェアリーの論文を取り上げ、軍医であったフェアリーには悪意は感じられないと主張する研究者もいる<sup>16</sup>。これについては、後に筆者が短くその内容をまとめている（岡村 2003, p. 260）。

これは戦勝国の特権であり、敗戦とはいかに惨めなものか思い知らされた、と口にする者が多い。事実、元軍医の平尾（1987）は、「まさに敗戦の悲劇であった」（ナウル通信会 1987, p. 58）、と述べる。さらに平尾（1986）は、「豪州軍は人道に反して、悪意でナウル部隊を見殺しにしたのかというと、決してそうではなかった。このことは豪州軍の公式報告書を私自身が確認したのではっきりと申し上げることができる」（ナ

---

士官は仕事をしなかったと述べている。

<sup>16</sup> 元オーストラリア国立大学の D. シンスズ（私信 2000年6月）、オーストラリア戦争記念館リサーチセンターにて。

ウル通信会 1987、序文) と記している。この公式報告書が何を指しているのかはわからない。そこで筆者は 2001 年 9 月、平尾に直接インタビューを実施したが、それを下記に要約する (岡村 2003, pp. 260-261)。フェアリーは軍医として、データが欲しかったのではないかと、との筆者の問いに対して次のように述べた。

おそらくフェアリーは軍医として、マラリア患者の現状を一週間おきにキャンベラやニューギニアの本部に報告する義務があったのであろうと。実際、平尾氏自身も軍医として、このマラリアの惨状を日本に帰還し、何らかの形で報告したかったという。さらに平尾氏は当時、豪州兵も日本人捕虜と同じ森林伐採の仕事を他の地区でおこなっていたこと、ケガをした日本人捕虜をラバウルの野戦病院まで連れていき、命を助けた豪州兵がいたことを取り上げ、豪州軍には悪意がなかったことを強調した。

平尾自身も、軍医フェアリーに悪意はないと言い切る。平尾 (1987) によると、「マラリア剤を十分に持たぬ我々には打つ術がなかった。豪州軍司令部に窮状を訴えても、どうにもならなかった。第 14 区の「呉七特」軍医長堀慶介軍医少佐らの好意で得た「アデブリン」のおかげで、猛威を振ったマラリアをどうやら抑えこむことが出来た」(ナウル通信会 1987、序文) とする。

一方で平尾は、

ピエズ島はマラリアの濃厚汚染地区であり殊に第十一区は最も危険な場所であった。マラリア剤の十分な支給が不可能であると知りながらもこの悪条件の地に移駐を強行させたのは、トロキナの死の行軍と共に勝者による戦争犯罪といえよう。オーストラリア国立大学のシスンズ教授によればこの事件は本国オーストラリアにおいても批判の対象となったとのことである。

とも述べており、豪州軍の日本兵捕虜に対する扱いには疑問を呈している (平尾 2007, p. 296)。大槻にも類似する考えが窺える。

わずか四カ月と少々の抑留中に、これだけの日本軍将兵を虐殺したも同然な豪軍当局には、戦争犯罪人として日本の将兵を裁き処刑するだけの資格がはたしてあったのだろうか。(中略) 豪軍収容所長スコット少佐や関係した豪軍将校たちをも戦争犯罪者として裁く必要があると思う (大槻 1985, p. 262)。

次の第 5 章では、豪州軍がなぜナウル部隊を離島に移駐させたのか、について考える。

## 5. 考察

一般に豪州は日本に対して強硬な姿勢をとったことで知られている。特に東京裁判の被告の選定作業において、天皇陛下の訴追を主張したのは豪州だけであった。その豪州が日本軍の戦争犯罪捜査を開始したのが1943年6月のことである(林2005, p. 88)。1943年6月はナウル島で、日本軍による「ナウル島民移送事件」が起きている。その翌月には「ハンセン病者集団虐殺事件」が、そして同年8月には二回目の「ナウル島民移送事件」が起きている。さらに、1943年3月には「欧州人殺害事件」が同島で起きている。この事件の犠牲者は5名で犠牲者全員が豪州人であった(岡村2019b)。また、豪州による戦犯裁判が1950年まで続いた理由として林(2005)は次のように述べている。このことから豪州は、戦時中にすでに「日本軍の残虐さ」を把握していたことがわかる。

オーストラリアは、国土のすぐ北側のニューギニア地域が激しい戦場となり、国土もたびたび日本軍による空襲や潜水艦による攻撃を受け、その軍事的脅威を身近に感じ、さらに人肉食などの情報を通じて日本軍の残虐さに衝撃を受けた。他方、オーストラリアはほかの欧米諸国とは違って植民地の独立問題を抱えていなかったし、冷戦の影響も少なかった。オーストラリアにとっては日本の軍国主義復活こそが大問題であった(林2009, pp. 92-93)。

豪州にとっての有事は日本であり、戦後日本がどのような国になるか、豪州にとっては大きな問題であった。したがって、豪州にとっての危険因子を戦時中に行われた戦争犯罪捜査から戦犯裁判が終了する1950年まで、少しでも日本から摘む必要があったと考えられる。

一方、ナウル部隊の元隊員は、「マラリア蚊の猛棲息地に閉じこめて降伏将兵の絶滅を計ったのか。おそらく、八月十五日以降も抗戦し続けた六十七警備隊員たちに対する報復の意図があったことは確かなようである」(大槻1985, pp. 179-180)とし、報復という捉え方をしている。別の元隊員も、「マラリア猖獗地帯に全く坑堪性を持たない者を放り込めば事態が如何になるか、(中略)これは報復であり」<sup>17</sup>とし、「報復」という言葉を用いて、豪州軍の思惑を捉えている。

シスンズが旧ナウル部隊員にインタビューした報告書にも、日本兵の要求が通らなかったことを示す事実がうかがえる。

---

<sup>17</sup> 塩野(不詳, pp. 1-11)。三村(1984, p. 135)は「戦争で荒れ果てた椰子林、爆破された橋梁を復旧するため重労働に服さねばならない」との認識も持っている。

We disembarked at Masa Masa Is and after about a fortnight malaria broke out. We asked the Australians to return to us the anti-malarial drugs they had taken from us at Torokina but received no reply. (Gyakutai no Kiroku, Death Marches) [2000年に豪戦争記念館リサーチセンターにてシスンズ氏より入手、出典は不詳]

同様の事例は他にもある。

We asked the Australians for drugs; but were told there was none. (Lt. Cdr Kuwahara to Lt Fukuyama 20/11/45)

The misfortunes of the Nauru and Ocean Is garrisons did not end at Torokina. As the Australian headquarters was well aware, both islands are malaria-free. These troops therefore had no immunity to the disease and carried with them no suppressive atebtrin or quinine. At the end of October the Australians moved them to the concentration area in the Fauro group, a highly malarial region, and located them there alongside the Japanese troops from Bougainville, many of whom were infected. The Australians did not provide them with any suppressive drugs. (The Fate of the Japanese Garrisons at Nauru and Ocean Is) [2000年に豪戦争記念館リサーチセンターにてシスンズ氏より入手、出典は不詳]

次に、平尾（2007）は「今から思えば、このときに安易な妥協をすべきではなかった」（p. 293）と述べている。つまりソロモン部隊の日本兵とマラリアを知らないナウル部隊とを一緒にさせることによって多数が感染してしまうからである。しかしピエズ島ほかに上陸してからすぐ、別の地区にナウル部隊を移動させることは気の毒に思え、先発隊と一緒にではあるが、宿舎でゆっくり休ませたい、との意見に平尾は屈したという。軍医はこのように後悔しているが、仮に妥協をしなかったとしても遅かれ早かれ、同じ結果を迎えていたと予測される。なぜならば豪州軍は日本兵にマラリア剤を支給しなかったからである。

ところで、豪州軍がトロキナからピエズ島などに日本兵を移駐させた理由について触れた文献はほとんど見当たらないが、塩野は、「クリスマスが近づき復員を急がされて看視兵力を削減の為にトロキナからファウロに移送させたというのは尤もらしい理由である」<sup>18</sup>と述べている。降伏した日本軍を無人島に閉じ込めておくことによって、警備の費用や手間を省いたという捉え方である。福山（2011）は、「オーストラリア軍

---

<sup>18</sup> 塩野（不詳, pp. 1-11）。別の部隊でも、捕虜全部をまとめてしまえば、管理も容易になると推測した隊員もいた（藤本 2003, p. 274）。また、岸村（1986, p. 87）は豪軍が乱暴な日本兵の集団をこのままにしているのは不測の事態が起きかねないと判断し、離島に移駐させたと考えた。

は日本軍の建制をぶちこわすため」(p. 264)、各島に分散させたと考える。さらに、梅岡(1986)は、軍医から聞いた話ということで、「オーストラリアも国内の食糧不足で、日本兵の捕虜を早く送り返したいと望み、アメリカと交渉している」(p. 177)と紹介している。

この指摘はあながち間違いでもなかろう。豪州軍管理の下、収容生活が送られたが、そのことに関する資料がオーストラリア国立戦争記念館にある(AWM82)。それによると、「大きな管理負担と集団化を急いだことによる食糧生産の大幅な低下を懸念したオーストラリア政府が、GHQを通じて日本政府に強く要求し、早期帰還が実現したと推察される」(田中 2000, p. 19)とある。補足すると、

降伏した日本の陸海軍の大半は、ニューブリテン島北部の要衝ラバウル港の周辺に展開し、司令部も港の近くに置かれていた。当時のオーストラリア軍の総兵力は 98 万であったから、実にその 7 分の 1 もの日本軍を受け入れたわけで、日本軍を管理しながら 14 万人分の食糧、医薬品、日用品を供給する責任は大きすぎた。この他に、オーストラリアはヨーロッパと南太平洋の諸島に部隊を送り、間もなく日本本土にも占領軍を派遣することにしていた。これらの派遣部隊への補給のために多数の船舶を必要とし、降伏した日本軍への補給に船舶を振り分ける余裕はほとんどなかった(田中 2000, pp. 22-23)。

また、次の記述もナウル部隊が悲惨な運命を辿った理由として、重要であると思われる。少し長くなるが引用する(田中 2000, p. 27)。

日本軍は戦局の悪化により、いずれ補給も途絶えることを予測し、昭和 18 年 4 月頃から自活のための方策を検討している。オーストラリア軍も、補給能力の不足を補うため、日本軍の自給自足の能力を利用した。しかし日本軍を管理するためには、降伏時の日本軍部隊の配置を改めることが急務とされた。そこでオーストラリア軍は、日本軍の陸海軍の区別と師団の組織を解体し、連隊、大隊、中隊の単位をそのまま残して、それらを新しい集団に組み替える大規模な組織改革を命じた。しかし、戦争中、戦闘態勢を取りながら農耕に従事した土地から、新しく設置する集団宿営地への部隊の移動は、食糧の自給を困難にした。というのは、「部隊の集団宿営地への移動は、既耕地の破棄とキャンプ周辺での新しい農地の開墾を意味したため、戦争中実現した自給自足体制をいったん清算しなければならなかったからである。新農耕地の開墾と収穫が軌道に乗るまでは、備蓄食糧を取り崩す必要があるが、もし底をつくまでに収穫できなければ、豪軍の援助がない限り最悪の事態を覚悟しなければならなかった。

ナウル部隊は正にこの状況にあった。

日本側の労働力が不足していたことに加え、マラリアで苦しむ隊員も数多くいたことから、豪州側の思い通りに事が進んだとは思えず、自給自足という方策が思うように進まないと見るや、その原因や対策を見つけないうちに早期帰還を求めた可能性も指摘されている（田中 2000, p. 27）。実際、生駒（1977）によると、ファウロ島に移駐する前の状況について、「あれ程苦勞して造りあげた、農園を捨てて行かねばならない」とする記述がある（p. 166）。つまり移駐先では一から開墾のやり直しを余儀なくされた。

また、ナウル部隊の元隊員も、豪州軍は移駐させた日本兵の三分の二以上がマラリア等で病死していくのを目の当たりにして、「連合軍側は、慌てて昭和 22 年 4 月までの、復員予定を大幅に変更して、21 年 1 月には全員を復員させた」（神谷 1995, p. 5）と述べ、日本兵の復員予定を早めたと捉えている。

豪州軍は復員の順序を連絡司令部に一任した。そこで司令部は病弱者の多い部隊、消耗の烈しかった部隊、外地服役の長かった部隊等を勘案して順序を定めた。ピエズ島第十一区抑留のナウル部隊のうち内地病院入院予定者は第一次引揚となり「空母、鳳翔」でピエズ島を去っている（ナウル通信会 1987, 序文）。このことについては、ナウル部隊の隊員も、「昭和 21 年 1 月下旬、第一回の復員船「鳳翔」次いで「葛城」がピエズ島沖に現れ、ナウル・オーシャン部隊は第一回到帰国されるよう取計った」（ナウル通信会 1987, 序文）と記し、病弱者を優先的に復員させたことがうかがえる。その後軍艦鹿島、熊野丸、特設病院船氷川丸が入港した。連絡司令部が海軍部隊全員の引揚完了を確認したのが同年 2 月 17 日のことであった。その後豪州軍にその旨通告、戦争捕虜としての束縛から解放されている。

ところで別の部隊を通して見た豪州軍の思惑を探ってみたい。改めて豪州軍が日本兵に対して行った時計や万年筆等の強奪について考えてみたい。実はナウル部隊に数日遅れて、オーシャン部隊もトロキナに入港している。ナウル部隊と同様、入港前から豪州軍による時計や万年筆等の強奪は行われており、それは行軍途中および収容所内でも行われた（ソロモン通信会 1983, pp. 194-210）。これらのことから豪州軍は、ナウル部隊からの強奪で味を占めた可能性が高く、後から遅れて来たオーシャン部隊に対しては、より計画的に事が進められたと容易に推察できる。

また、オーシャン部隊もトロキナで没収されたマラリア剤の返還を豪州軍に願い出ているが、豪州軍によって何ら回答が得られなかった。蚊帳を豪州軍によって没収されているのもナウル部隊と同じである。オーシャン部隊はナウル部隊とは異なるソロモン諸島の離島（マサマサ島およびファウロ島）に移駐させられたが、そこに移駐後 10 日目あたりからマラリア患者が出始めている。そして約 300 名の死者が出た。オーシャン部隊は、先発のナウル部隊が辿った悲惨な行軍について、また、ピエズ島等への移駐後、マラリアで多くの犠牲者を出したことを事前に別の部隊の隊員から知らさ

れる機会があり覚悟をしていた形跡があるが、為す術がなかったと思われる。ナウル部隊が行った、何かと交換という場面は、限られた手記からうかがい知ることができないが、今後の課題としたい。やはりナウル部隊と同様、日本兵の口から「報復手段」「国際法上の違反」「文明国豪州人の為すべきことではない」と言った言葉が散見される。

ところで「戦争犯罪」という用語はどんなものを含むのか。「オーストラリア連邦1945年戦争犯罪法」によると、全部で35項目含まれる（田中2000, pp. 174-176）。このうちナウル部隊およびオーシャン部隊に対して行われたものと突き合わせてみると、少なくとも「市民の拷問」「故意に市民を飢餓に陥らせること」「市民の移送」「非人道的状況の下における市民の抑留」「敵の軍事行動に関連する市民の強制的労働」「略奪又は大規模の強奪行為」「助命するなどの命令を出すこと」「負傷者又は俘虜の虐待」「許容されない方法で俘虜を就労させること」が該当する。1945年9月3日付けで法務長官兼外務大臣 H. V. エヴァット名で締めくくられている当該資料が戦後の両部隊に対して何も意味をなさなかったことは言うまでもない。

また、ファウロ島に移駐させられた、ソロモン軍無線隊も上記二つの部隊と同じような運命を辿った<sup>19</sup>。やはり、不十分な食糧、医薬品の欠如、マラリアによる惨状、豪州軍の使役、栄養失調、所持品検査等の記述がある。さらに1945年9月21日にトロキナ港に入港したブカ部隊も類似の体験をしている。繰り返しになるが、行軍、豪州軍による強奪、マラリアの惨状、宿舍の建設、不十分な食糧、水の不支給、首実検などの記述がある（藤本2003, pp. 260-261）。

## 6. 結論

これまで戦後のナウル部隊の体験した、死の行軍とマラリアによる壮絶な死について、その全体像を明らかにする試みをおこなった。その結果、終戦後であったにもかかわらず日本人捕虜の中から400人以上の死亡者が出たのは大きく二つの理由があることがわかった。それぞれ抗マラリア剤の不支給と離島への移駐の二つである。

まず、ナウル部隊は、豪州軍から食料ばかりでなく、抗マラリア剤も十分支給されなかったことが挙げられる。免疫力を持たぬ部隊員がマラリアに感染するのは時間の問題であった。これが最大かつ直接的な要因である。ナウル部隊がブーゲンビルの離島に移駐させられる前に抗マラリア剤を豪州軍によって没収されている。そればかりでなく、抗マラリア剤は高価な顕微鏡との交換によってようやく入手できるものであった。さらに、先住部隊による軍医への要望によって、ナウル部隊への抗マラリア剤の配給が遅れた。

---

<sup>19</sup> ソロモン電信会（1983）、呉海軍第三十二設営隊戦友会（1985）、ブーゲンビル島沖縄県遺族会編（1995）、金城（1990）などにも同様の記述がある。

二つ目に、豪州軍が、食料の補給能力の不足を補うために、日本軍の自給自足の能力を利用した点が挙げられる。しかしながら豪州側の思い通りに事が進まず、結果的に日本兵の体力を奪うことになった。離島への移動は、既耕地の破棄と移駐先での新しい農地の開墾を意味した。豪州軍による日本軍の管理には限界があり、14万人分の食糧、医薬品、日用品を供給する能力は極めて乏しかった。ナウル部隊は、その豪州軍のずさんな計画の犠牲者であったと言える。

## 参考文献

生駒順平

1977 『ブーゲンビル島における兵たちの涙』 熊本：人吉球磨ソロモン群島生還者会 Viviani, N.

1970 *Nauru: Phosphate and political progress*, Canberra: Australian National University Press.

梅岡大祐

1986 『悲惨・ブーゲンビル島—第16防空隊の悲劇』 東京：旺史社

大槻巖

1985 『ソロモン収容所』 東京：図書出版社

岡村徹

2000 「日本軍占領下におけるナウル島の日本語教育」『オーストラリア研究紀要』26: 61-82.

2002 *Japanese Language Teaching in Nauru during the Occupation, People and Culture in Oceania*, The Japanese Society for Oceania Studies, 18: 65-75.

2003 「豪州軍と日本人捕虜」『歴史読本』 新人物往来社 48 (6): 260-261.

2015 「戦時下のナウル島で起きたハンセン病者集団虐殺事件と旧南拓社員の証言」『南方文化』41: 93-116.

2019a 「戦時下に起きた「ナウル島民移送事件」と「欧州人殺害事件」から見る南拓の位置と役割」『南方文化』45: 79-95.

2019b 「第二次世界大戦下のナウル島で起きた「欧州人殺害事件」の背景」『日本オセアニア学会 Newsletter』124: 1-15.

神谷栄

1995 『戦争体験を語る』（レジュメ）海交会全国連合会編

金城喜助

1990 『ソロモンの兵隊—ブーゲンビル戦陣記』 東京：岩波ブックサービスセンター 岸村治美

1986 『ソロモン群島—ブーゲンビル島の思い出』 東京：近代文芸社

熊本県ブーゲンビル島生存者会編

1994 『第六師団の終焉—慟哭と鎮魂の戦記』熊本県ブーゲンビル島生存者会  
呉海軍第三十二設営隊戦友会編

1985 『生死を超えて—ブーゲンビル島ブカ地区に於ける第三十二設営隊の死闘の記  
録』呉海軍第三十二設営隊戦友会

笹幸恵

2013 「ナウル島で朝鮮人軍属を救った隊長がいた」『新潮 45』 32 (8): 140-149.

塩野宜徳

(不詳)「戦後のナウル隊の悲劇」昭和史研究所に寄贈された手書きの文書  
シスズ, D.

2002 「ナウル守備兵の死の行進」秦郁彦他監修『世界戦争犯罪事典』文芸春秋 242-  
244.

ソロモン電信会「ソロモン軍無線隊の記録」編集委員会編

1983 『ソロモン軍無線隊の記録』ソロモン電信会

田中宏巳編

2000 『オーストラリア国立戦争記念館所蔵旧陸海軍資料目録』東京：緑蔭書房  
茶園義男

1990 「濠洲のタロキナに於ける戦犯容疑者に対する取扱」『BC 級戦犯豪軍ラバウル  
裁判資料』不二出版 204-213.

ナウル通信会

1987 『ナウル島 ナウル守備隊の記録』東京：錦誠社

1987 『ナウル島通信隊戦記：亡き戦友に捧げる鎮魂の書』東京：錦誠社

1989 『ピエズ島 続ナウル守備隊の記録』東京：錦誠社

秦郁彦他監修

2002 『世界戦争犯罪事典』文芸春秋

林博史

2005 『BC 級戦犯裁判』東京：岩波新書

2009 「ナウルでのハンセン病患者の集団虐殺事件（上）」『季刊戦争責任研究』64: 41-  
49.

半澤幸親

1983 『中支湖南戦線とブーゲンビルの死闘』東京：共栄書房

平尾正治

2007 『ソロモン軍医戦記—軍医大尉が見た海軍陸戦隊の死闘』東京：光人社 NF 文庫  
Fairley, N. H.

1946 Malaria in the South-West Pacific with Special Reference to Its Chemo-therapeutic  
Control. *The Medical Journal of Australia*. 5:145-162.

福山孝之

2011 『ソロモン戦記』 東京：潮書房光人新社

藤本威宏

2003 『ブーゲンビル戦記——海軍主計士官死闘の記録』 東京：光人社

ブーゲンビル島沖縄県遺族会編

1995 『ブーゲンビル島沖縄県遺族会会誌』 那覇：ブーゲンビル島沖縄県遺族会編纂  
委員会

Pollock, N. J.

1991 Nauruans during World War II, White, G. M. (Ed.) *Remembering the Pacific War*.  
Honolulu: Center for Pacific Islands Studies. 91-107.

丸谷元人

2013 『日本の南洋戦略——南太平洋で始まった新たなる<戦争>の行方』 東京：ハ  
ート出版

三村清

1984 『我が戦記——ブーゲンビル島守備隊』 竜野：西播文学会